

平成23年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成23年 3月24日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算
- 第13 議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第17号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第16 議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第17 議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第18 議案第20号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第19 議案第21号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算

- 第20 議案第22号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第21 議案第23号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第22 議案第24号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第23 議案第25号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第24 議案第26号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第25 議案第27号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第26 議案第28号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第27 議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第28 議案第30号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第29 議案第31号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第32号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第31 議案第33号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第32 議案第34号 平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第33 議案第35号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第34 議案第36号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第35 議案第37号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第36 議案第38号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第39号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）
- 第38 議案第40号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第41号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第42号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第41 議案第43号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第42 議案第44号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第45号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第44 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- |      |     |       |
|------|-----|-------|
| 1 番  | 横 山 | 勲 君   |
| 2 番  | 岩 田 | 恵 一 君 |
| 3 番  | 篠 塚 | 信太郎 君 |
| 4 番  | 梅 原 | 好 範 君 |
| 5 番  | 森 田 | 幸 子 君 |
| 6 番  | 村 山 | 良 夫 君 |
| 7 番  | 山 内 | 武 夫 君 |
| 8 番  | 東   | まさ子 君 |
| 9 番  | 野 口 | 久 之 君 |
| 10 番 | 坂 本 | 美智代 君 |
| 11 番 | 原 田 | 寿賀美 君 |
| 12 番 | 松 村 | 篤 郎 君 |
| 13 番 | 北 尾 | 潤 君   |
| 14 番 | 小 田 | 耕 治 君 |
| 15 番 | 山 田 | 均 君   |
| 16 番 | 西 山 | 和 樹 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- |           |   |             |
|-----------|---|-------------|
| 町         | 長 | 寺 尾 豊 爾 君   |
| 副 町       | 長 | 畠 中 源 一 君   |
| 教 育       | 長 | 朝 子 照 夫 君   |
| 会 計 管 理 者 |   | 岡 本 佐 登 美 君 |
| 参 事       |   | 岩 崎 弘 一 君   |
| 参 事       |   | 野 間 広 和 君   |
| 瑞 穂 支 所 長 |   | 山 森 英 二 君   |
| 和 知 支 所 長 |   | 藤 田 真 君     |

総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、早朝からご出席賜りまして、まことにご苦労さまでございます。

会議に先立ちまして、町長のほうから報告があるということを知っておりますので、町長からの報告をお聞きいただきたいと思っております。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

大変恐縮でございます。本定例会の貴重なお時間をいただき、東北地方太平洋沖地震に対する本町の支援等の取り組み状況につきましてご報告をいたします。

まず、義援金の取り組みについてでございますが、3月14日から始めさせていただき、3月22日現在で、309万4,733円の義援金をお預かりいたしております。たまたま銀行がちょっとまだ営業しておりませんので、3月22日の報告とさせていただきます。

また、友好町、双葉町の状況でございますが、新聞報道にもございましたが、現在は埼玉県さいたま市のスーパーアリーナに災害対策本部などの役場機能とともに、約1,500名の町民の方々が避難されており、4月には埼玉県加須市にあります廃校となった県立の旧騎西高校へさらに避難されると聞いております。このような状況の中、本町としましては、息の長い支援が必要と考えておまして、京都府との連携のもとでの福島県全体に対する支援とともに、双葉町への支援の両方を視野に入れながらさまざまに取り組む必要性を感じているところでございます。そんな中、京都府からも市町村に対しまして、避難者に対する公営住宅の提供や保健師を中心とする人的支援など、多岐にわたる支援調査が行われております。本町におきましても、役場内組織を挙げまして、体制づくりが急務となってまいりました。

そこで、議員の皆さんに配付させていただいております、「京丹波町災害支援対策本部」を本日の夕刻に管理職を集めまして設置することといたしております。その上で特に避難生活を余儀なくされています双葉町への支援を行うべく、町職員による現地調査員を近々派遣したいと考えております。

また、町民の皆様に対しましては、ケーブルテレビや音声告知放送等を使いまして、お願いや状況報告等を適宜させていただく考えであります。今後におきましても本町としてできる限り支援を実施してまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解とご支援をよろしくをお願いを申し上げまして、現在の状況報告とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） ありがとうございます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

連日の各委員会開催、ご苦勞さまでございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・坂本美智代君、11番議員・原田寿賀美君を指名いたします。

#### 《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会議中において、各委員会が開催され、付託議案の審査、提出議案等の審査が行われました。本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆様には大変ご苦勞さまでありますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第3、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第3、議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですが、今回、桧山和知線の新設ということも出ておるわけでございますけれども、料金が400円ということで、特に病院との関係という面から言いますと、やはり料金、往復しますと800円ということで、例えば和知の地域の方であれば、和知駅から乗ってその料金でございますので、そこまで出てくる料金もまた加算をされると、こういうことになるわけで、相当負担も大きいわけですが、料金そのものをもう少し利用しやすい料金も考えるべきじゃないかと思うんですが、ちょっとその点についての考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、町のバスの条例に基づきます料金設定となっております、運行の距離に乗りまして料金のほうは設定をしておりますので、そのまま新設の路線につきましても適用をさせていただくものでございます。

また、この桧山和知線に接続します他のバスの乗車、経路につきまして、料金のほうが加算されるというようなことございまして、本来ですと例えば割引料金等の設定をするというようなことも想定をされるわけですが、当面につきましては、現行の条例に基づく適用ということになりますので、料金の減額、割引等の対応はできないということになっております。今後におきまして、そういったところも十分検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう1点は、便数の関係なんですけども、病院を利用するというようになりますと受け付けして、終わって、その時間の関係で相当バスの時間帯が難しいともうなんですけども、午前、午後の問題もありますし、受付の時間の問題もあるわけございんですけども。また、和知駅へつなぐバスの路線の時間の問題もあるんですけども、その辺は当然そういうことは考えられておると思うんですけども、現時点の考え方としては、どういう便数やとか、時間等については考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 便数につきましては、朝一番の回送を含めまして8便ということになっておりまして、4往復ということで運行を考えております。

また、時間におきましては、まずはスクールバスの空き時間というのが原則となっておりますので、その空き時間におきまして、病院の診療時間等の調整をする中で、でき得る限りの利用しやすいような時間設定ということで午前中に2便、それから午後に2便といいますが2往復と、午前に1往復半、午後に2往復というようなことで設定をしております。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

以降の討論については、反対者の討論、賛成者の討論と交互に行いますので、よろしくご理解ください。

最初に原案に反対者の方の発言を許可します。

討論はありませんか。

○議長（西山和樹君） 次に、賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま提案されております議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場より討論いたします。

本町町営バス運行事業においては、行政再編による町域の拡大、また国、府とともに本町を取り巻く厳しい財政状況の中にもありながらも寺尾町長が町政推進の基本とされている安心・活力・愛のあるまちづくりとの方針のもと、本年度より新たに土曜日運行が実施され、利用者はその利便性の向上を歓迎されております。

今回の提案内容は、さらなる住民サービスの充実を目指すものであり、新規路線として追加導入される桧山和知線については、町の一体感の醸成に大きく寄与すると同時に、次年度よりの運用が決定しております町内医療機関の一本化とも密接にリンクし、重要な住民サービスにつながるものと期待をいたすものです。

さらに、定期旅客料金体制を見直すことにより、通勤、通学の身近な交通手段として町営バスを利用される皆様の負担を減じる内容が含まれております。

本議案に対し、住民目線に立ち、町政推進の変化がスピード感を持って実感できる施策として賛成といたします。

○議長（西山和樹君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 討論に入る前に、先の11日に起きました東北地方の大地震で亡くなられた方、また被災をされた方への心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回、提案をされております条例の改正は、一つに桧山和知路線の新設に伴うもので、要望の強かった京丹波町病院への利便性を考慮したものであります。

二つには、通勤、通学への定期料金の見直しであります。12月議会の一般質問での答弁でもありました。一カ月30日で試算をしていたものを、実態に即した25日に見直し、料金を引き下げるものであります。さらに、須知高校通学への町営バスの利用促進として、バス定期代の2分の1を通学助成されることは、保護者の方々にとって経済的負担が軽減されます。これにより須知高校への希望者が増えることを期待するものであります。

町長の目指す基本方針である安心・活力・愛のあるまちづくりを推進するためにも、町民目線での対応を要望いたしまして賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。



これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第4、議案第6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第5、議案第7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、今回、ネットワークのこの管理運用ということで、いわゆる基本サービスの月額2,000円ということなんですけども、予算のときにもいろいろ意見が出ておったわけでございますけども、もともとこの2,000円というのは旧の瑞穂のときから設定された金額できておるといように思うんですけども、もちろん今回の投資されたいろんな経費の問題もありますが、もともと旧瑞穂のときの2,000円の設定というのは、有線という電話がついておるといことで、いわゆる近隣なんかで実施されとる当時であれば園部町であったわけでございますけれども、高い料金設定がされました。

実際、今の時点になれば、電話の利用というのは相当なくてもいいぐらいの状況になっておるわけでございます。そういう面から言うと、十分料金というのはそういう点を含めると、下げられるんじゃないかと思うんですけども、そのような設定の基本となっておるもの、旧町から引き継いできたといように思うんですけども、その点についてのちょっと考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 今回、設定をしておりますインターネットのサービス料金でございますけれども、これにつきましては、従前の瑞穂地区でのケーブルテレビのインターネット料金と同額ということになっておりますけれども、今回の条例改正にもありますように、プロバイダーのほうケイ・オプティコムからザックということで、関西メディアサービスに変更をするものでありまして、インターネットの管理運営等が全てこのザックのほうにお願いをするといようなことで、このザックに対します使用料というものも1,400円強の料金を必要としてまいります。また、そのインターネットを接続しますIPの告知端末がございますので、そのIP告知端末の管理につきましては、この町ケーブルテレビの情報センターのほうそれを担うといことで、その管理経費につきましても含めまして料金ということでお世話になるものでございまして、そこから2,000円という料金を設定をいたしましたものでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ケーブルテレビのネットワークということで、インターネットの関

係のご答弁をいただいたんですが、もちろんインターネットの関係もあるんですが、基本料となりますものは、京丹波の場合は2,000円ということになっておるんですが、南丹市を見ておりますと、ケーブルテレビのいわゆる基本が1,000円、インターネットが2,500円というのが南丹市発足以前に整備した地域ということと、もちろんこの方式がHFC方式ということで、旧のそういう方式だと思うんですけども、FTTH方式ということで、南丹市発足以後に整備した地域においては、ケーブルテレビについては1,500円でインターネットが3,000円ということで、若干こういう金額の差があるわけですが、京丹波も丹波、和知では、光ファイバーが入っておりますし、瑞穂の地域は入っていないという状況があるんですけども、そういう南丹市の場合でしたらこういう差がついているんですが、やはり考え方としてはケーブルテレビといいますか、基本料というのを下げて、例えばインターネットについては一定そういう見直しというのも一つの方法かと思うんですけども、こういう考え方はどうなのか。やはり、一番基になる基本料をやっぱりもう少し減らすというのは大事かと思うんですけども、その点についての考え方、町長にちょっとお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 基本料金を低く抑えるということは非常に大事なことだという認識しております。

今、質問いただいたことを参考にしまして、近隣の市の具体的な例も示されておりますので、今後検討に値するというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の方の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第6、議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第7、議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これで討論を終結します。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第8、議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これで討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の

制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第9、議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（西山和樹君） 日程第10、議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第12号を採決いたします。

議案第12号 京丹波町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(西山和樹君) 日程第11、議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算～

日程第27、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(西山和樹君) 日程第12、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算から、日程第27、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題といたします。

16件について、予算特別委員長の報告を求めます。

山内委員長。

○予算特別委員長（山内武夫君） それでは、去る 3 月 1 5 日及び 1 6 日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告をいたします。

なお、この委員会につきましては、議長を除く全議員を委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましてはご承知をいただいておりますので、省略をさせていただきまして、審査結果のみ報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第 1 4 号 平成 2 3 年度京丹波町一般会計予算 原案可決

議案第 1 5 号 平成 2 3 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算 原案可決

議案第 1 6 号 平成 2 3 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第 1 7 号 平成 2 3 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算 原案可決

議案第 1 8 号 平成 2 3 年度京丹波町水道事業特別会計予算 原案可決

議案第 1 9 号 平成 2 3 年度京丹波町下水道事業特別会計予算 原案可決

議案第 2 0 号 平成 2 3 年度京丹波町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第 2 1 号 平成 2 3 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算 原案可決

議案第 2 2 号 平成 2 3 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算 原案可決

議案第 2 3 号 平成 2 3 年度京丹波町須知財産区特別会計予算 原案可決

議案第 2 4 号 平成 2 3 年度京丹波町高原財産区特別会計予算 原案可決

議案第 2 5 号 平成 2 3 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算 原案可決

議案第 2 6 号 平成 2 3 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算 原案可決

議案第 2 7 号 平成 2 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算 原案可決

議案第 2 8 号 平成 2 3 年度京丹波町質美財産区特別会計予算 原案可決

議案第 2 9 号 平成 2 3 年度国保京丹波町病院事業会計予算 原案可決

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

議案第 1 4 号 平成 2 3 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。



最初に原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○ 8 番（東まさ子君） 討論に入ります前に、11日、14時46分ごろ発生しました、東日本大震災は、日本での観測史上最大の巨大地震とされ、地震と津波による被害はかつてないものとなりました。痛ましい犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、さまざまな困難を抱える被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

政府があらゆる手を尽くして、命の危機にさらされている方々、行方不明の方々の救助と捜索を行うこと、被災者を支援すること、原子力災害などの危機を除去するために全力を挙げることを強く求めるとともに、日本共産党も住民の皆さんと協働して救援活動に全力を尽くしてまいります。

それでは、本議会に上程されております、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

政府は、財政難といいながら財界言いなりに法人税減税の1.5兆円、証券優遇税制を延長するなど、大企業と大金持ちを優遇する不公正な税制体制を温存し、拡大しようとしています。今、働く人の賃金は減り続け、ピーク時から年収61万円も減り、お金が家計に回らず、内需を冷え込ませております。国の政治が暮らしを苦しめている時だからこそ、地方自治体は住民の福祉の増進を図るという役割を果たすことがこれまでも増して重要となっております。今、町政に求められるのは、地域経済と雇用を支え、福祉や教育など、市民生活の充実を図るまちづくりを進めることにあります。

寺尾町政2年目の平成23年度京丹波町一般会計予算は、総額105億3,700万円の予算で、住宅改修助成制度の創設、須知高校生への町営バスの定期代2分の1の助成、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用対策費、就学援助制度の充実、祭りへの補助金の復活など盛り込まれておりますものの、第一に下水道料金の引き上げが実施をされました。下水道会計への繰り入れが、その分一般会計からの繰り入れがその分減ることになります。町民の税金であり、効率的に進めるのは当然であります。厳しい経済状況の中、今、住民負担の増は行うべきではありません。全国どの地域にあっても一定の行政サービスが実現できるように、国には財源保障をする地方交付税制度もあり、下水道にも交付がされております。

第二に、上下水道の使用料金の減免制度は75歳以上ひとり暮らしの世帯の方が対象となっておりますが、それを拡充して不況など困っている人たちに対して減免を行うことは、生活を守るということでもあります。しかしながら、町長は、「生活困窮をされている世帯に別の施策で対応をしている。公共料金は受益に応じて負担する。こういうことが原則」という

答弁でありました。

第三に京都地方税機構による税務の共同化によって、町税や国保税が滞納案件というだけで機械的に税機構送りになり、あとは税機構任せになっておりますが、分納者や低所得者などの分は自治体で行うべきであります。新年度はさらに課税業務の共同化に向けた準備が進められております。課税業務まで税機構へ移管することになれば、自治体で税務の業務は窓口業務しか残りません。町民が納得して納税をする、納めた税金で行政サービスを受ける、こうした総合行政の根幹である税務行政のあり方が大きく変えてしまうことになります。

また、第三に教育行政では、普通教室にエアコン設置は全国で実施が広がる中、本町でも計画的に整備を進めることが重要であります。児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、教育環境の抜本的改善を求めます。

第四に、これまで適正化計画で正規職員が削減されてきました。保育所や病院、バス事業所では、大半が非正規の雇用体制となっております。正規雇用への改善を図るべきではないかと考えます。この間、雇用や経済対策の推進のために国から交付金が交付され、その財源を活用して計画されておりました瑞穂小学校、中学校、保育所あるいはバス購入、道路改修など、事業を前倒しをして進めることができてきました。そのために新年度予算は、町民の暮らしを応援する財源をつくることができたのであります。

以上のことから、新年度予算案は、福祉や暮らしの充実を求める町民の願いに十分応えていないということを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○2番（岩田恵一君） ただいま上程されました、平成23年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

寺尾町政2回目の当初予算におきまして、その基本方針であります安心・活力・愛のあるまちづくりのマニフェスト実現のための積極的な予算編成となっており、前年度当初予算に対し、9%増の105億3,700万円となっております。

長引く景気低迷により、自主財源の安定的な歳入見込みは難しいものの、交付税を初めとする特定財源の確保と積み立て目的に沿った財政調整基金の一部を取り崩しも行う中で、地方債の発行も抑えつつ、財政健全化にも留意しながら財源を有効に活用した各種施策が積極的に展開され、将来展望も見据えた計画策定が示されるなど、住民生活を後退させることなく、京丹波町の活性化に向けた希望の持てる予算編成となっていることに大いに賛意を表すところでございます。特に、安心面での地域医療体制の確立、女性や生活弱者に対する医

療費助成、高齢者が安心して暮らせるケアシステムの構築、交通弱者に対するバス運行や通学助成、子育て支援の充実、教育環境の充実、学力向上、農林業関係では、有害鳥獣対策の強化、各種農林振興施策、観光事業の推進、鳥インフルエンザ発生農場跡地利用計画、京都縦貫丹波パーキング整備計画、畑川ダム周辺整備計画などなど、ソフト、ハードメニューを織りまぜながら活力あるまちづくりに向けた諸施策の事業展開が図られようとしています。町民が夢と希望が持てる新しい京丹波町の創造と、今だに一体感がないと言われる旧町の一体性につながる諸施策が実を結ぶことを期待するとともに、行政と議会が両輪となって全力で活力あるまちづくりに取り組みたい。この気持ちをお伝えいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○15番（山田 均君） 私も討論に入りますまでに、11日に起きました東日本大震災におきましては、本当に大災害となっております。お亡くなりになりました方への哀悼の意を表するとともに、いろんな被災に遭われました皆さんに謹んで心からお見舞いを申し上げます。

さて、提案になっております、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算についての反対討論を行います。

平成23年度京丹波町一般会計予算は、総額105億3,700万円の予算で、寺尾町政2年目の予算として京丹波町の今後のまちづくりの方向を示す重要な予算として、また寺尾町政が町民の目線で予算編成をされたのか問われる予算でもあると考えます。

日本経済は、世界的金融不安から世界同時不況に落ち込み、今なお立ち直れない状況にあります。国の政治、構造改革や自己責任の政治を変えて欲しい、こうして選んだ民主党政権は、国民の期待を大きく裏切り、大企業や大金持ちを優遇、国民には負担を押しつける政治を一層進めようとしております。さらに6月には、消費税の引き上げを初めTPPへの加入を決めようとしています。この3月11日に発生した東日本大震災、地震と津波に加え、原子力発電所事故による放射能漏れや避難の状況がテレビなどから伝えられる悲惨な状況は、涙なしには見られない状況です。特に、原子力発電所の状況は、放射能という目に見えない物質が多く国民を不安に陥れています。双葉町のように、全町民が避難をするという事態は、今後の行き先を一層不安に陥れています。その上、福島原発周辺の4県には、農産物の移動制限が出され、さらには水道水からも検出されるなど、生活不安が一層大きく広がっています。正確な情報の開示、原発事故の周辺はもちろんのこと、全国に数多くある原発の再点検と安全確保が緊急に求められています。日本共産党は、国難の時期であり、予定されて

いる全国一斉地方選挙は延期するように提案しましたが、民主、自民、公明、社民党の反対で被災県を除く全国でこの4月1日から選挙が行われることになりました。住民の暮らしと福祉を守る自治体本来の役割を常日ごろから発揮されてこそ、災害から住民の命を守ることができるのです。京丹波町でも毎日安心して暮らしたい。行政と町民の信頼できる関係にして欲しい。こう願う多くの町民の願いに応える町政運営が鋭く問われていると思います。

平成23年度予算編成では、安心・活力・愛のまちづくりの第2章として、平成22年度に取り組んできた各種施策をさらにステップアップさせ、変化を実感していただけるよう、積極的な予算編成を行ったとしております。その予算規模は、合併後最大規模の当初予算、これも大きな特徴であります。予算には、町内商工業者の活性化を図るために住宅改修補助金制度、4月からの実施は大きな期待が寄せられております。実施されている全国の県や市町村と比べて、新築が対象外になるなどの部分もありますが、地域の活性化につながると大きな期待をするとともに、導入を決断された町長を大いにその点では評価するものです。

また、京丹波町病院と和知地域をつなぐバス路線として桧山路線の運行開始、定期券の期間の見直し、須知高校通学の町営バスの利用促進の通学助成、鳥インフルエンザ跡地の活用の検討、中学校の給食実施への取り組みや地上デジタルアナログ変換機の導入など、住民の願いと期待に応えたものとその点では賛同するものであります。

しかし、その点では畑川ダムの推進は将来に大きな禍根を残すものです。15年前に丹波と瑞穂の開発団地、6,000人の人口が増えるとして計画されたものですが、計画の破綻はだれの目にも明らかです。水需要を見直すのではなく、丹波瑞穂にある事業所の水要望が4,989トンあるとして、ダムの推進の根拠としております。4,989トンの根拠は電話などで調査した無責任なものです。民間企業との約束は1社だけですが、水の確保に京丹波町が責任を持つという確約書を提出していますが、公的機関である町が町長名で一企業のために責任を持って水を確保する約束をすることは本末転倒です。これでは、ダム建設が一企業のためといっても過言ではありません。一企業との約束を実行するために水を確保する。そのために多額の血税を注ぎ込むことは、住民の合意や納得を得られるものではありません。

畑川ダム本体工事が発注され、ダムの本体工事も進みつつありますが、ダム建設を推進することは住民負担となることは明らかであり、見直すべきであり、ダムからの取水は水質が悪いとして、高度処理を予定されておりますが、ダムに水を貯水した後、水質の調査をして高度処理を検討するとされております。畑川ダムの上流の状況から見て、安心できる水質が確保できるのか疑問が大きく広がります。勇気を持って見直し、中止など、再検討をすべきであります。

また、安心・活力・愛のあるまちづくりの第2章として、各施策をさらにステップアップさせ、変化を実感いただける積極的な予算編成と言われるように、大型公共事業が具体化されつつあります。一つには、丹波パーキングを利用した地域振興施設の事業化に向けて積極的に進めるとしています。新聞報道や資料では、何十億円を投入するプロジェクトと考えられます。さらに、畑川ダム周辺整備として、グラウンドゴルフ場などの憩いの場の建設の要望があるとの説明でしたが、これも数億円は必要と考えられます。新聞報道でも、活力の種が借金の種にしない、慎重と大胆な運営を求められると指摘しました。町長は、自分の考えと違えば推進しないと答弁をされておりますが、片方では土木建築課内に大型事業を受け持つプロジェクト推進室を立ち上げるなど、旧態依然とした箱物のハード事業を推進しようとしています。人をこちらから出向いて迎えるための大きな施設をつくるのではなく、町へ引き寄せる、魅力あるまちづくりが求められていると考えます。

もう1点は、債務負担行為についてですが、地方権設定に基づいて、西日本旅客鉄道から受け取った賃料をそのまま関係者に支払うもので、債務負担行為として計上する根拠が不十分であることも指摘するものです。

本年度の予算規模は、合併後最大規模としました。その中で、財政健全化の実質公債費比率が22年度では18%未満になり、計画を2年早く達成できたとの報告がありましたが、この大きな要因はこの2年間で15億円もの地域活性化等の交付金が大きな要因です。町税が前年比で1.3%の減が示すように財政が好転したものではありません。予算の中には、保育所の耐震診断や子育て支援、医療費助成や妊婦健診、健診事業など住民要求が一定予算化されていることは当然ですが、京丹波町では周辺部では高齢化率が50%を超えるなど、過疎と高齢化が一層進んでいます。毎日安心して暮らせるようにして欲しい、高齢や障害で車の乗れない交通弱者、国保加入者で所得が200万円以下の世帯が89%など、暮らしの実態にこそ目を向けるべきです。住民の暮らしと福祉を守ることを第一に考えるべきです。そして、安心して暮らすために何が必要なかを第一に考えるべきです。大型プロジェクト推進室の設置ではなく、今回の震災の教訓からも、公共施設などの総点検や対策を取り組むこと、さらに福井県若狭地域の原発は和知のJR和知駅周辺までが30キロ圏内になること、農産物の出荷停止など、40キロ、50キロと報道されている状況を考えれば、今必要なことは、プロジェクトチームは、防災など、住民の安心・安全を確保することに取り組むことを今最優先すべきです。まちづくりの基本は、住民と行政の信頼関係、自治意識をどう高めていくかが大事です。今、丹波パーキングやダム周辺整備事業、都市公園や畑川ダムなど、大型公共事業の推進は、多額の借金をすることになり、その負担は公共料金の引き上げや福

社や医療の引き下げなど、しわ寄せは全て住民負担になることは明らかです。病院や診療所の運営や方向は、京丹波町病院への一本化されましたが、結果として医師不足にならないように全力を尽くすべきです。さらには、食彩工房など、指定管理の施設の設置目的に沿った運営を行うべきです。この点は強く指摘するものです。

今、住民の暮らしも営業も大変です。京丹波町でも商店街の穴あきなど、自営業者の廃業も増えています。農産物の価格も低迷で、先行き不安いっぱいです。今、町民の所得を高めることが税収を増やすことになるのです。循環型経済政策など、施策を町民の目線で取り組むことを強く求めるものです。

今、町民の声なき声に耳を傾け、行政として何ができるのか、どう応えるのかが、町政に求められていることを指摘して反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

横山君。

○1番（横山 勲君） 私からも最初に今回の東日本におきます被災に遭われました地域の皆さん方に哀悼のまことをささげ、ご冥福をお祈り申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

さて、ただいま提案されております、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

23年度京丹波町一般会計予算は、依然として景気回復の兆しが、展望ができ得ない財政状況が続いておりますが、町税につきましては、昨年対比で2,180万円余りの1.3%の減となるなど、歳入に占めます自主財源の割合は、各基金の取り崩しを含めまして27.9%となり、依存財源に頼る財政運営を余儀なくされているところでございます。

こうした歳入の状況の中ではありますが、先ほどの賛成討論の中にもありましたように、寺尾町政2回目となります編成につきまして、安心・活力・愛のあるまちづくりの公約実現に向け、これらの実施に向けた予算編成となっております。併せまして、合併以降の課題でありました、今日も難を抱えております旧瑞穂病院跡地の処理、さらに鳥インフルエンザ発生跡地の活用調査費を初めとして、合併後の課題解決に向けた予算も繰り込まれ、町民が安心・安全で健康に心豊かな生活が営まれるよう、また合併して良かったと感じられる積極的な予算が編成されております。さらに財政健全化対策といたしましても土地開発公社の先行取得用地の債務を縮小する取り組みも進められるなど賛同をするものであります。

しかしながら、各種基金からの繰り入れも6億1,600万円余りを見込み、今後も継続して大規模な事業を打ち出せる状況にはありません。合併によります特例債が終了いたしま

す23年度を見据え、予算規模などについて財政見通しを持ちながら持続可能な財政運営を求めまして、平成23年度一般会計の賛成の討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに反対討論はありませんか。

反対がなければ、賛成の方。

松村君。

○12番（松村篤郎君） それでは、議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

寺尾町政2年目の23年度当初予算につきまして、財政健全化を第一にさらに充実したまちづくりの推進に向け、歳入歳出で8億6,800万円を増額し、22年度予算と比較しますと、成長の見られる特色ある予算編成に努められたと受けとめられます。

歳入については、厳しい自主財源を最大限に生かせるよう施策を考えられ、無理のない配慮と積極的な成長を思わせるものとなっています。自主財源の占める割合は、前年度24.3%から27.9%と3.6%の伸びで、成長予算には多少の基金等からの繰り出しはやむを得ず、しっかりとした目的があり、将来に向けて、またその成果にも期待ができる要素を含んでいると考えます。

歳出の事業別で見ていきますと、新規事業は子育て支援のファミリーサポート事業に300万円、地域包括ケアの構築と推進事業に761万円が計上され、町民の福祉ニーズに沿うよう配慮されていると考えます。さらに旧病院施設解体補助金、1億6,500万円は、町民が目指す方向の施策予算と受けとめられます。農林水産業費の中で、新規事業の鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業や農村情報連絡施設整理事業、丹波地区の有線システムの撤去事業を含め、1億5,810万円を。また、仮称京丹波町観光協会設立への観光振興事業に657万円、住宅改修補助事業に2,000万円や自主防災組織育成事業に100万円、学校給食調理場整備事業及び国民文化祭推進事業等に2,554万円と新規事業のそれぞれの分野に対する積極的な思いがはっきりしていて分かりやすいものとなっています。土木関係では、16路線の道路の新設改良事業を初め、ダム建設関連事業及び周辺整備事業の推進経費の計上、また丹波パーキング施設へ向けての取り組み事業、都市公園整備事業の負担経費など、継続的な事業も停滞することなく地域や住民への思いやりもあり、前向きな姿勢は、町民にとっても頼もしいものであります。そのほか、各施策の予算配分にも慎重な検討がなされたものと伺います。これら多くの事業推進にも、立ちはだかりや障害、苦難もあろうかと考えられますが、町政を支える町民を信じ、ひるむことなく信念を貫かれますことを切に願うものであります。

寺尾町長が町政を手がけられて実質2年が過ぎ、先にまかれた種が芽を出すときがきたと考えられます。これからしっかり肥料を施し、花が咲き、実をつけるためにも、23年度予算編成には自信を持っていただけるものとあり、予算執行にはともに協力を惜しまないところであります。

以上の観点をもって、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算について、私は賛成の立場で討論を行います。

一般会計の予算規模は、町合併後最大の105億3,700万円で、前年度比9.0%増の積極型となっております。

当初予算の概要によれば、財政健全化を第一に置きつつ、町長公約の柱である安心・活力・愛のあるまちづくりをさらに充実、発展させるため、まちづくりの推進に向け、各種施策に積極的に取り組むこととしております。

私は、全体を通しまして、公債負担の適正化を初めとする財政規律の維持を根底に置きながら、限られた財源を最大限に見積もる中、まさに少子高齢化の進展とともに人口減少、雇用不安、地域経済の低迷、焦燥感が募る状況のもと、本町住民生活の維持、発展を希求し、住民生活において今守るべきこと、今なすべきことは何か、現状とともに子どもたちの未来に夢と希望が持てる町の将来展望に立っためり張りのある積極予算とまずは高く評価するものであります。

内容的にも利用しやすい町営バス運行の推進を初め、保険、介護、医療などの基本的な福祉行政サービス等を堅持しつつ、町病院施設の一本化と地域包括ケアシステム構築に向けた新たな取り組み、農林商工関係では、有害鳥獣対策の充実、情報施策の推進とブランド産品を活用した食のまちづくりの推進、また木材資源の利用促進と観光協会の設立、土木関係では、丹波パーキング基本計画策定を初め、住宅改修補助金交付事業の新たな取り組みと地域インフラとして重要な畑川ダム建設及び道路新設改良事業予算の大幅な確保、事前計画に基づく、消防車両の近代化と新規事業として自主防災組織の育成、教育関係では義務教育における学校給食の完全実施に向けた取り組み、加えて旧町から抱える懸案事項の対応として土地開発公社先行取得用地の買い戻しや鳥インフルエンザ発生農場の活用、旧瑞穂病院等施設の解体など、広範囲にわたるきめ細やかな予算編成となっております。

このように本予算は、寺尾町長就任後2回目のものであり、行財政改革を初めとする行政



課題と政策課題が山積される中、町長の行政手腕と施策展開への期待が大きく膨らむものがあります。しかしながら、グローバル化した現代社会において、不安定な国際情勢の緊迫が世界経済の先行きに影を落とし始めているように感じております。折しも東日本において未曾有の大震災が発生し、日本経済の先行きが危惧される中、地方経済、地方財政もこの混乱の連鎖が拡大する恐れも否定できない状況にあります。予算執行に際しまして、十分な現状分析と財源の確保に細心の注意を払われるとともに、経常経費の削減に最大限に努力され、京丹波町のさらなる発展と住民生活の向上を目指し、町長を先頭に一丸となって取り組まれることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号から議案第29号までの表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号 平成23年度京丹波町一般会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

ただいまより10時25分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時13分

再開 午前 10時25分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

続いて賛成者の賛成討論を許可いたします。

東君。

○8番（東まさ子君） それでは、議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本会計予算は、国民健康保険の収支不足に対し、基金8,983万円を繰り入れ、22年度に引き続いて国保税の税率を据え置くものであります。しかし、所得200万円の4人世帯で年額36万2,000円という国保税は、試算すると国保税になりますが、余りにも高

過ぎます。毎議会取り上げておりますように、一般会計から繰り入れを行い、引き下げが必要です。また、払いたくても払えない滞納世帯に対し、資格証明書を31件発行しております。命を守るべき医療保険が命と暮らしを脅かす事態は改善しなくてはなりません。訪問活動を進めていただいておりますが、さらに進めていただき、資格証明書の発行をやめるとともに、国保税の引き下げを求めるものであります。

また、国保制度を都道府県単位に広域化することは、保険税の大幅アップにつながり、反対すべきであります。

新年度予算は、このような問題点はあるものの、住民負担に配慮をし、税率を据え置きとしております。そうした措置について評価を行い、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

原田君。

○11番（原田寿賀美君） 私は、議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

ご案内のとおり、国民健康保険事業は憲法で定める社会保険制度の一環として実施されております。住民にとっては、身近な市町村長が保険者として運営をいたしております。また、日本における医療保障制度の根幹を担っております。当然、私たち議会も一般行政と同様に果たす役割は重要であります。しかし、国保法という法令で定められており、市町村独自の施策も比較的限られておるものであります。事の始まりは明治初期に始まり、終戦後、社会が困窮する中、重要施策と位置づけられ、昭和23年には強制加入や32年には国民皆保険制度となったものであります。40年代の沖縄復帰を機に、全国に全ての市町村が市町村国保として誕生をし、国民の命を守ってまいりました。また、最後の砦という位置づけもされて、市町村国保で全ての国民の生命を守ってきたのも事実であります。

そこで今議題になっております京丹波町国民健康保険事業特別会計予算であります。18億3,723万8,000円が計上されておりました。22年度予算と比較をいたしますと減額予算となっております。低迷する経済情勢の中にあつて、財政状況は決して穏やかであるとは言えません。そんな時、22年度、23年度と2年連続をいたしまして、保険税額の据え置きもされており、特に被保険者の実態等を考慮しての予算編成と考えられます。

しかし、最優先しなければならないのは、国保財政の健全化だと思います。そのためにも必要であります医療費の適正化、収納率の向上に対する積極的な今後の対応が求められるものであります。

さらなる努力をいただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

平成20年からスタートいたしましたこの制度は、高齢者への医療切り捨てをするものとして、我が共産党議員団は一貫して反対をしましてまいりました。政権交代をした民主党は、後期高齢者医療制度廃止の公約を反古し、しかも昨年12月にまとめた現行制度に変わる新制度案は75歳以上の差別医療は残し、70歳から74歳の窓口負担の1割から2割への引き上げや、75歳以上の低所得者の保険料軽減策をなくすことまで検討をしています。限られた年金で生活を送っている高齢者の方々にとって次から次と年金から引き落としをされることから、生活費を削ったり、そして医療抑制へとかえって重症化へとなっております。

医療切り捨ての年齢を広げることになる新制度案の撤回と高齢者が安心してかけられる医療制度にと国に対して求めるべきであると指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

この制度は、少子高齢化が進行する中、高齢者の医療水準を維持し、さらにきめ細かいサービスを提供するとともに、現役世代の負担も極力抑える目的で創設されたものであります。

本会計は、京都府広域連合が高齢者からの保険料を預かり、税金と現役世代からの保険料を合わせて運営財源とするもので、保険料の算定については、医療費の低額な京丹波町などは、6年間にわたり特例として保険料率が軽減されています。一方、京都府からの保険料軽減助成やサラリーマンの扶養家族などには、激変緩和の軽減措置が設けられるなど、負担能力に応じて公平に負担していただく仕組みとなっています。このように本予算は京都府後期高齢者医療広域連合議会で慎重審議の上、高齢者や低所得者に配慮した負担財源のもとに編成されたものと認めます。なお、高齢者が将来にわたって安心して医療を受けることができるよう、負担の軽減を初め、制度の円滑な運営が図れるよう国の動向にも十分注意するとともに、国の財政支援を強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案になっております、議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回、提案をされております平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算は、16億150万円となっております。前年比で3億9,420万円、32.7%増の事業予算となっております。

本町の水道事業は、丹波瑞穂地区の上水道事業、和知地域は簡易水道事業として統合整備事業を旧町から継続事業として取り組んでいます。当初予算では、簡易水道統合計画による和知西部地区の統合整備工事や戸津川や寺谷団地の整備工事など、関係住民の期待に応えるものもあります。また、そういう完成を求めるものであります。しかし、水道事業の大きな柱となっております畑川ダムからの5,000トンの水を取水する計画は、今回ダム建設の負担金3億7,832万5,000円が予算化をされております。ダムが計画されて15年余り、経済状況も右肩上がりから大きく変動をしております。人口も当初予想から大幅に減らすなど、大きく設定も変更いたしました。人口はさらに減少しているのが実態です。人口減少は、京丹波町だけではなく、日本の人口が減っているのです。京丹波町で、しかも丹波瑞穂の開発団地だけに人口が増えることは絶対にありません。丹波と瑞穂の開発団地、7,114区画に人口が6,000人も増える計画は、完全に破綻をしているのですから、水需要の根拠はなくなっているのです。一旦決めた人口が増える計画、これが破綻をしても見直さない、だれがその責任を持つのか。計画した人口は増える見通しがなくなった以上、ダムからの5,000トンの取水計画は中止すべきです。人口が計画どおり増える根拠の説明ができなくなると、今度は町内で創業している事業所に電話などで問い合わせ、同量要望が4,989トンあるとして、ダムからの取水は5,000トン必要となっております。町長は、行政の継続を言われますが、人口が開発団地に大きく増えることを前提にした計画は、だれの目にも明らかのように破綻をしております。見込みのないような計画を強引に進めてきた歴代の町長の責任は本当に重大です。今、丹波瑞穂地域では、新規水源を含め、9,100トンが確保され、使用水量は6,200トン余りです。2,900トン余りも余裕があり、十分に水は確保されております。もちろん水は生活ライフラインであり、必要な量の確保は当然必要であります。この地域は、分水嶺で山紫水明の地域であり、しかしダムからの取水

する水は汚いとして高度処理を予定しています。この施設は10億円も投入する計画になっています。今、ダムからの取水を再検討しなければ、その負担が今住んでいる町民の負担になることは明らかです。人口も大きく減少する。町内の事業所が計画どおり水を使わなければ、そのつけは全国でも多くの例が示すように町民が支払わなければなりません。事業を推進する町長や京都府知事が責任をとれるのか、このことを厳しく指摘するとともに、見直し、中止など再検討を強く求めて、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○6番（村山良夫君） 私は、本日提案されてます、議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算、賛成の立場で討論いたします。

本予算は、歳入歳出16億150万円と、前年比金額では3億9,420万円、増加率では32.7%の積極的な予算ではありますが、歳入歳出のバランスもとれ、特に一般会計からの繰り入れは基準内の3億4,052万2,000円のみであり、健全な事業運営がされていると判断できます。また、本予算が前年比3億9,400万円と増加したのは、畑川ダム本体工事に着手したための分担金3億7,800万円が大きな要因であります。この資金調達も、町債4億9,600万円に対応であるが、一方、町債の昇格もこの年度4億9,300万円行っており、債務加担にはなっておらず、健全財政を維持しているというように判断できます。しかし、今般の畑川ダム事業や、バイパス関連事業というのは、非常に予算的にも高い山ではあります。しかし、当町の将来にとって絶対越えなければならない山であります。そのためには、滞納使用料の解消や更なる水道事業だけじゃなしに、他の事業も含めてのランニングコストの軽減に努め、事業体質の改善の強化を図らないことを肝に銘じていただくことを申し添えておきたいと思えます。

また一方、昨今のマスコミ等により、近い将来に到来するだろう、世界的な水源、水資源の枯渇に備え、水資源獲得競争が起きております。特に、中国資本による水資源への投資は積極的で、日常的にマスコミで報道されています。丹波高原に位置する私たちのまちの水資源問題は、100年以來の大きな課題であり、今後も過去、現在、そして将来につなぐ大事業であります。その大事業の具体的な第一歩が本年度予算で執行されることは、この歴史的な瞬間に立ち会えた私たちの誇りであり、また今まで本事業の実現のために努力してこられた諸先輩に対する敬意を表し、私の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に反対討論の方はありますか。

なければ賛成討論の方ありますか。

岩田君。

○2番（岩田恵一君） 私は、議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

寺尾町政におかれましては、本町水道事業の安定化、健全化に向けた整備事業を継続させ、継承される中で、水道事業がおかれている財政環境のもと、健全かつ積極的な初年度の当初予算を編成されました。丹波瑞穂両地区の上水道事業の整備促進や、和知地区の統合簡易水道事業など、継続事業も順調に進捗し、最終段階となっており、将来、末代にわたり一刻たりとも絶やすことなく安定した水道用水を継続して供給していくための事業を積極的に推進され、水道事業の基本である安全・安心・安定した水道用水の供給という使命の大原則に忠実かつ確実な執行を行うべき予算となっております。特に、先人の皆さんが苦勞されてきた、丹波瑞穂地区での水道水源の確保に向けた畑川ダム建設事業は、平成24年度完成という歴史的な瞬間まであと2年と迫りました。あたかもダムが無駄ということをおっしゃっている一部の方々もいらっしゃいますけども、分水嶺でそして由良川の最上流地域に位置し、過去には幾度となく給水制限を実施してきた経過からも、両地区下流の下山地域でのダム建設に着手していただいた京都府の英断には大変感謝をしております。また当時その強い決意を持って臨まれた、旧丹波、瑞穂、両町長の決断を高く評価するものでございます。

当ダムなくしてできない水源の確保は、両地区の未給水地域の解消と、将来にわたり安定した水道用水の供給という大きな使命を担うものであり、さらには町総合計画など、まちづくりを行うためにも欠かすことのできないライフラインであり、一日も早い完成が待ち望まれるところでございます。言うまでもなく、水道事業は、独立採算制を建前としており、その財源は水道料金という適正な対価を母体として運営されています。無論、水道料金は給水サービスの対価でありますので、できるだけ低廉で公平でなければならないとともに、地域住民の要求する水需要が量、質とともに充足できるよう、適正に定めなければなりません。今後におきましては、維持管理に万全を期すとともに、長期展望に立った財政運営の確立がなされることなど、一層の取り組みを期待いたしまして、私の本案に対する賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

松村君。

○12番（松村篤郎君） 私は、議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本町水道事業の運営には、町行政はもちろん、町民を初め、京都府や関係機関の大きな理

解と努力により、今日まで続けられてきておりますことに、改めて敬意を表すところであります。

命を保つ根源であります水が、町内いつでもどこでも絶えることなく供給されるためには、継続的に安定した事業推進が図られなければなりません。そのためには財源が必要であり、厳しい財政環境にありながらも健全に財政維持しながら、継続事業の拡充、推進が図られ、安心かつ安定した水量を確保するための積極的予算と受けとめます。

使用料により、全ての財源を賄うには、町民に大きな負担となることは明らかであります。今後の維持管理費の見直しや補助制度活用の検討も踏まえ、適正でかつ町民に理解の得られている現料金体系が継続することを願うものであります。

24年度中完成の畑川ダム建設が粛々と進む中、その貯水量がもたらす供給水量が大きな財産として生まれようとしています。有効な利活用はもちろんのこと、非常時の緊急排水にもしっかり対応し、役割が果たせるものと確信し、このダム自体とそれに伴う経費の必要性を強調し、私の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（西山和樹君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案になっております、議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

今回、提案をされております、京丹波町下水道事業特別会計予算は、10億9,100万円の予算で、京丹波町の下水道事業を行うものですが、今回の予算の特徴は、町内の料金体系の統一で定額制から従量制への移行と、料金改定が行われることです。予算は、料金改定



を前提に予算化したとされていますが、本来なら条例が可決をされ、認定水量などの収入見込みを含めて予算化をすべきです。

平成23年度から実施をされる料金改定は、これまでの定額制から従量制へと移行するものですが、その基本に水道事業の維持管理経費を使用料で賄うことで算出された改定料金で、基本使用料の10トンまでの世帯から使用料が30トンまでの世帯が8割近くを占めることから、基本料金が下水道事業の収入の大きな基礎部分になります。これまでの定額使用料金が3,500円、3,780円と非常に高い料金であったため、議決された基本使用料の2,940円がこれまで以上に高いとはなりません。水を多く使用する大人数の家庭や業者に大きな負担となります。私たち共産党議員団は、公共料金は町民の暮らしに大きな影響を与えること、今の厳しい経済状況のもと、見直しは最小必要限度とすること、合併の目的であるサービスは高いほうに、負担は低いほうにとの考え方から、基本料金を2,500円としました。これは和知地域での人頭制で一人家庭の2,499円を基本にしたものです。・  
・  
・  
・  
・  
・  
・

また、財政問題では、料金改定の根拠を、維持管理費を使用料で賄うことで料金の設定がされています。私たち共産党議員団が提出した基本料2,500円でも累進性で料金改定を行えば、現在一般会計から繰り出している金額内と見ています。これまで以上に一般会計から繰り入れる必要がないと、そういうように見ております。他の事業の予算を削る必要は、ですからありません。公共料金の引き上げは、暮らしに直結します。見直しは最小必要限度にすべきであること、住民の合意を最優先にすること、暮らしのライフラインを基本にした行政運営を行うことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○11番（原田寿賀美君） 私は、議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

憲法25条1項で、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。また、2項では、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとなっております。

ます。全ての国民にその権利を保障していることから、下水道事業の推進は、行政の責務であると同時に、議会といたしましても避けては通れないものであることはご案内のとおりだと思います。

さて、平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきましては、10億9,100万円が計上されております。中身は、施設の維持管理費を初め、老朽化対策工事費や諸般の対策工事費などとなっており、最小限の予算が計上されております。そこで、先に可決されました使用料1件につきましても、6カ月間の最大限を生かしていただいて、啓発、啓蒙を徹底していただくことや、また施設の効率的な管理や使用料等の未収金に対する取り組みを今後積極的に進め、事業の安定化を強く要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

ありませんか。

続いて、原案に賛成者の方の討論はありませんか。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） ただいま上程の平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

下水道事業は、住民の皆さんに衛生的で快適な生活環境を提供する上でなくてはならないライフラインであり、その普及に努力されているところであります。概ね町内ではそれぞれのメニューで事業化された中、それら施設の維持管理に万全を期すべく予算化されており、さらには維持管理委託料も一定見直しもなされ、効率化に努めるとともに、効果ある施設運用がなされているところであります。また、本年度改正予定の料金体系については、一部報道などで値上げだけが取りざたされていますが、公正、公平で安定した料金体系の構築と将来にわたる健全な下水道事業会計運営を確立させるためのものであり、強いては住民の快適な生活環境を継続していくための決断であったと私は確信いたしております。

半年の猶予期間があり、この間に住民の皆さんにさらなる説明と理解、協力を求めるべく努力を我々議会はもちろんです。執行部も行っていただき、健全な事業運営が持続可能なものとしていただきたいことを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(西山和樹君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行

います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

- 4番（梅原好範君） 議案第22号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

提案されました次年度予算には、町内唯一の高等学校である須知高校に通学する生徒に向けて、町営バスを利用する上での大きな利便性の向上と保護者の方に対する大幅な負担の減少となる内容が提案されております。通学手段選択の余地のない地域から、通学する生徒にとりまして、クラブ活動終了後に対応するダイヤの増設は利便性の向上のみにとどまらず、生徒の安心・安全確保に大きく寄与するものです。また、次年度より新しく運用されます須知高校生を対象とした通学費用助成制度、そして通学定期料金の見直しを含めたその相乗効果は、全町を挙げて須知高校の活性化を進める過程において、前向きで実効性のある施策であると確信いたします。

町内それぞれの実情に合わせた新しいサービスを提供することにより、安心・安全なまちづくりを目指す具体的施策が盛り込まれた予算として、町営バスを利用し、通学される方々のお声のもと、強く賛成の意向を申し上げます。

- 議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

- 議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これにて討論を終結します。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

続いて原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号 平成23年度京丹波町高原財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計予算、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(西山和樹君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩といたします。

再開の時間は、午後1時といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長(西山和樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第28、議案第30号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)》

○議長(西山和樹君) 日程第28、議案第30号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○10番(坂本美智代君) 歳入の7ページなんですけど、農林水産業使用料の中の農村多元

情報施設使用料が1,336万8,000円と大変大きく減額となっておりますが、当初見込みはどうであったのか。そして、その下の土木の使用料で町営住宅の使用料現年度分、これも500万円近いものが減額となっております。その内容と、8ページの同じく町営住宅の過年度分なんですが、52万3,000円減額となっております。これは、何件ぐらいなのか、また大口としてはどのぐらいの滞納となっておりますのか、それをお伺いしたいのと、17ページの同じく歳入であります。教育費の府補助金、のびのび育つこども応援事業、これは学童保育やと思うんです。84万4,000円と増えておりますが、夏休み以降対象学年が伸びたこともあります。今、それぞれ3カ所で学童保育がされておりますが、現在の人数が、利用している、通っている児童数が何人なのか、それぞれお伺いしたいのと、それと22ページの雑入の上から6段目の公共施設の整備協力金というのが249万9,000円上がっておりますが、この整備協力金というのを、その内容はどういったものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 1点目のご質問がございました農林水産業使用料の中の農村多元情報施設使用料の減額でございますけれども、この使用料には基本使用料とそれからインターネットのサービスの使用料と両方がこちらの方に入っております。そのうちのインターネットサービスの使用料でございますけれども、当初の予定としましては2,000円で1,300件ということで8カ月間の使用を見込んでおりました。それが本年になりました。宅内への引き込み、あるいは宅内の工事の関係が若干遅れたということもございまして、整備がされなくて、インターネット等の接続も当初の8カ月という部分から遅れてきたということで、実際に使用件数がこれだけなかったということから減額となったものでございます。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 町営住宅の使用料の歳入の分でございますが、現年分の使用料につきましては、当初見込み額で5,192万1,000円ということで予算を立てておいたわけなんですが、3月補正の積算時点におきます徴収率と空き家戸数等を計算しまして、徴収率についてはその時点で、当初の見込みは95%で予算のほうを計上しておりましたけど、積算時点で90%ということになっておりましたので、その分を積算し直しまして減額補正とさせていただきます。なお、現在、徴収のほうに回っております。現時点ではまだ95%ぐらいまで徴収率のほうは回復しております。

それと、8ページの過年度分の住宅の使用料につきましては、これも積算時点での徴収額



を考慮いたしまして、減額の補正をさせていただいております。この分につきましても、その都度督促のほうを送付させていただきまして、徴収に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 学童保育の児童数でございます。ちょっと私の手元に、12月1日現在しかもっておりませんので、恐縮ですがその数字ということでご理解をお願いします。

1組の丹波が33人、2組の瑞穂が29人、3組の和知が20人、合わせまして82名というところでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって。

○10番（坂本美智代君） 答弁漏れがあります。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 公共施設の整備協力金でございますが、これにつきましては京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱施行細則に基づきまして、進出企業等に対します開発面積に対しまして、1平米当たり300円の協力をお願いしておるものがございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほどの土木課長からの答弁の中で、過年度分の中で何件ほど滞納といたしますか、されているのか。また大口ではどのぐらいというのが分かりましたらお願いします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 申しわけございません。件数については現在資料のほう持っておりません。

それと、大口のといたしますか、滞納の多い方につきましては、トータルで80万円程度の滞納の方がおられます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 37ページの農業振興費、パイプハウスの緊急復旧対策事業についてですけども、説明では府の補助が補助対象額の2分の1ということで816万7,000円歳入のほうで計上されてまして、これの復旧事業として歳出のほうで1,897万6,000円が計上されておるわけなんですけども、これ説明の中では7割補助で30棟分という

ふうにお聞きしたというように思うんですけども、全体のその事業の中身と、それから府が2分の1補助ということになりますと、これ対象の軒数といいますか、補助対象額が府の補助対象額とこの町が実施するその対策事業との間にかなり差が出ますが、その府の補助対象と町が補助をする対象との考え方が違うのかどうか、その点お伺いします。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） この補助金につきましては、大きく二つに分けられまして、一つは京都府の補助事業の補助金、それともう一つは町単費の補助金、大きく二つに分かれます。それで、府の補助金につきましては、ブランド製品の生産物をされているハウスということで、補助率にして50%。それに町が20%を上乗せさせていただきまして、7割の補助率で交付するものでございます。もう一つは、町の単費事業で、50%の補助率で補助をさせていただくというものでございます。町単費事業につきましては、ブランド製品以外の農作物を生産されているハウスということで、府の対象から外れるものを町単独で対処させていただいたというものでございます。

○議長（西山和樹君） 小田君。

○14番（小田耕治君） 済みません。そうしたら、府のそのブランド野菜とかのその対象の軒数が30棟分というふうに理解したらいいのか、それぞれの対象を教えてくださいませんか。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 済みません。それぞれの対象の棟数を申し忘れておりました。府の対象となる棟数が14、町単費の対象となるものが16ということで合計30棟ということになります。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 45ページの住宅管理費、木造住宅耐震診断事業及び改修事業、それぞれ減額ですが、実績はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 耐震診断士の派遣事業につきましては、10件計画をしておりまして、本年度の実績は2件でございました。また、木造住宅の耐震改修につきましては、2件計画をしておりましたが、申込件数はゼロ件という結果でございました。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですが、1点は19ページの財産収入の関係なんですけども、不動産の売り払い収入ということで、125万2,000

0円というのがあるんですが、具体的には町有財産の売り払いと思うんですが、どういうものを売り払ったのか、また売り上げの方法ですね。入札とか競売とかいうことは当然あるのかと思うんですけども、その点について中身等についても伺っておきたいというように思います。

それから、先ほどの38ページの今、小田議員からありましたパイプハウスの件なんですが、これは雪害であったんですけども、地域別に言ったらちょっとどこの地域が何件というのをちょっとお尋ねしておきたいなと思います。

それから、39ページの農村情報の整備事業の関係でちょっとお尋ねしておきたいんですが、この財源の内訳を見ますと、国、府支出金が1,038万8,000円減になっておりまして、その他も803万1,000円減で、一般財源の補てんといいますか、1,947万5,000円という形になっておるんですが、これは国、府のいわゆる補助金が減ったといいますか、当然当初見込みと変わったということだと思うんですけども、具体的にはどういふことで一般財源からの2,000万円近いお金を負担、持ち出すということになろうと思うんですけども、ちょっとその点、当初の計画と変わった要因について伺っておきたいと思います。

それから、41ページの新規のこの狩猟者免許の取得の助成金の関係なんですけども、今回51万5,000円の減になっておるんですが、獣害の被害がどんどん広がっておる中で、なかなかこの免許の取得をするという方がどんどん増えておるということではないと思うんですけども、特に鉄砲なんかは高齢化でなかなか後継者ないということもよく聞かれますけども、具体的な働きかけとか、具体的な取り組みというのはどういう形でやっておるのか、当初見込みと相当減ったということだと思うんですけども、具体的にはどういふようにそういうことに基づいて今後は働きかけを考えておられるのか、併せて伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 19ページの土地売払収入の補正予算でございますが、125万2,000円でございます。内容といたしましては、そのうちの79万9,000円分相当につきまして、これにつきましては和知の才原地内でございますけれども、その京都縦貫自動車道事業用地の一部につきまして近隣の方に売却をしたものでございます。以外につきましては、45万3,000円となるわけでございますが、それにつきましては府道篠山京丹波線の関係で公募型安心・安全整備工事に伴う土地の売却ということでございます。売り方でございますけれども、この才原地内につきましては、随意契約ということでございます。

府道の関係もそういうことになると思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、パイプハウスの雪害による被害の状況ですけれども、大きく旧町単位で申し上げさせていただきますが、これも府対象、町単費合わせてという数で報告をさせていただきますが、旧丹波町の区域では10棟、それから旧瑞穂町の区域では3棟、それから旧和知町の区域では17棟ということになっております。

続きまして、狩猟者免許助成の減額に伴いまして、狩猟者免許取得者を増やすための働きかけということでございますけれども、それぞれ特に銃器につきましては単独で取得しようという方がなかなかいらないということで、そういった猟友会を通じまして、組織の中で仲間を増やしていくというようなことで、そういった中で狩猟者が増えていくということを期待しているものでございます。

あと、この51万5,000円の減額につきましては、銃器を取得した場合の10万円の追加の助成分50万円、それから1万5,000円につきましては従来からの単費助成であります免許の取得の講習会等のための費用の助成、1万5,000円という減額にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 39ページの農村情報整備事業費の中の特定財源の減額のところでございますけれども、当初、ケーブルテレビの拡張事業で見込んでおりました事業費のうち、対象外経費ということで主には引き込み先が事業所でありますとか、商店等、そういったところの引き込みが増加をしたというようなことでこちらの方が対象外というふうにされておまして、そういったところで補助金のほうは減少をしたところでございます。また、その他財源としまして、使用料を充当をする予定としておりましたけれども、先ほども説明をいたしましたように、インターネット等の使用につきまして需用が、利用する時期が遅れてきたということから当初予定しておりました使用料が入らなかったというところで、一般財源に振りかえて事業を執行をするということになります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田均君） 土地の売り払い収入の関係で事業用地を近くの人に売ったということなんですけれども、この場合、面積等、どういう形で、申し出があって売ったということな

のか、単価等についてはどのようなことで決められたのか、面積との関係もありますけれども、特別その近くに売ったということは、何か原因といますか、要因といますか、あるのかどうか、その点伺っておきたいと思います。

それから、54ページの関係、公民館費の関係でちょっと伺っておきたいんですが、公民館活動等の活動等の減額が主なものなんですが、一般財源の355万5,000円の減になっておるわけでございますけれども、これまでから公民館なんかの雨漏りとか、そういうことをいろいろ指摘もあったわけでございますけれども、こういったお金を使って調査とかそういうものをして、抜本的な改善をしていくというようなそういうことは考えられなかったのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 土地売却収入の経過でございますが、平成18年当時からの残地部分でございますけれども、その残地部分について近隣関係者に対して用地の売却について相談をしておいたという状況でございます。それを受けまして、購入の意思表示があつて、このほど売却をしたと、そういう経過でございます。面積につきましては500平方メートルで、単価につきましては1,600円でございます。この単価につきましては、近隣の近傍の評価により決定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 公民館の修繕等の維持管理の関係でございますけれども、今回の補正予算にはそういったことは整理はしておりません。必要に応じて改善等をやっておるわけでございますが、今後につきましてもそういった点を十分把握した上で計画的に改修等を行っていききたいというふうに考えるところでございます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） ちょっと消防費の関係でお伺いしたいものですが、昨年末にちょっと町長にお伺いしたいんですけど、昨年末におきました丹波、瑞穂地区での消火栓ボックスの器具盗難事件、これについて12月議会でも私のほうから言わせていただいた経過があるんですけども、区のほうには区長あてに今回の件につきまして補助金申請書が出まして、これについては一定整理をしまして、実績報告を出す段階だというふうに思うんですけども、去る2月末にも瑞穂地区の区長会、これは正副会長さんから何とかその上積みについてお願いできませんかという要望も出していただきました。ご承知のとおり、本件につきましては当然住民の瑕疵によるものでもございませぬし、またそういった類で傷めたとかそういうこと

でもございません。特別な今回の事件のようなことにつきましては何とか現行の補助制度以上のものが何とかお世話になれないかなという意味で区長会からも出していただいたような経過がございます。さらに聞きますと、1月の補助金申請以降においても三ノ宮方面、それから質美の下村でもあったんですけども、さらにまだ盗難事件があったということでございまして、区のほうでは大変苦慮しておるといようなこととございまして。そういうことから、現行の補助制度以上のものについて再考いただけないかちょっと町長、所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かにご要望を受けまして、その後も検討したんですけど、今回にはとにかくまだやや被害の過程かなとも推察しております、まず私自身が。そうした中で、その他の補助金交付事業も多々あるわけで、このことでそうした要綱以外の補助を積み増ししますと、ほかにも全体に影響しますので、今回はとにかく回答を申し上げたとおり、要望救済措置を積み増すということをお約束できないということとご理解いただきたいと思いません。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第30号を採決します。

議案第30号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第31号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第29、議案第31号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○8番（東まさ子君） 3ページであります。今回補正で2,757万7,000円の減額ということですが、この国庫支出金の療養給付費負担金1,280万5,000円、それから国庫支出金の国庫補助金、財政調整交付金が1,074万6,000円、府の支出金は35万2,000円とかいうことですが、この負担割合というのは大体負担金のほうは34%で補助金のほうは9%、府が何ぼですかね、7%ですか、そういうふうに一応給付費に対してそういう割合でその予算化がされるというのがあるんですけども、これはどういう計算の仕方であらうかというふうになっているのかなというふうにちょっと疑問に思いましたので、お答えいただきたいのと、それから歳出の7ページであります。これ保険給付費で2,000万円の減額であります。2,000万円あるいは500万円の減額であります。これは国庫支出金が2,959万4,000円上がっているのがこの一般財源を959万4,000円入れることによって、この2,000万円の減額補正となっているんですが、これはどういう財源措置というか、なっているのか、お聞きしておきたいと思っております。その下の高額療養費も財源振替ということでこのようになっておりますが、この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました療養給付費等の負担金、また国庫補助金の財政調整交付金の負担金率等につきましては、国庫負担金のほうは原則療養給付費等の34%になっております。ただし、歳出予算に対しての34%ではなくて、算定の基礎となっております療養給付費といいますのは、昨年の3月から今年の10月までの実績分、それからまた11月から2月分までを推計した分に対して負担金率を掛けたものが国庫負担金の額となっております。最終的に医療費が伸びますと、来年度の負担金でまた精算がされるといいますか、実績で変わる場合がございます。国庫補助金の財政調整交付金につきましては、全体では9%ですけれども、そのうちの7%相当額が普通調整交付金で療養費の割合に応じたということになっております。残りの2%につきましては、特別事情といいますか、診療施設への施設整備ですとか、そのような特別な分に対しての交付が対象となっております。また、府の調整交付金は、全体では7%ですけれども、この本町の予算書では区分はいたしておりませんが、普通調整交付金として約6%、残り1%は特別事情分というふうに案分がなされていると伺っております。

それから、歳出の財源の関係ですけれども、先ほど申しましたように、負担金の基礎とな

ります療養給付費と実際に今年度の予算で支払わなければならない医療費の分とには若干期間算定の関係で差が出ますので、今年度の予算内で全て負担金と歳出がリンクしている状況ではございません。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） ちょっと細かい話で申しわけありませんが、今、34%とそれから9%のうち7%がその普通調整交付金ということでありましたけれども、医療のその給付費に対してそういう割合で財源が措置されるということではありますが、この1,200万円とその普通調整交付金の1,000万円と比べてみると、その34対7としてもそういうふう考えた場合にもっと負担金のほうが普通だったら多くのなるのではないかなというふうに思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 一応、毎月の月報なり報告に基づいての算定をしておりますし、それに基づいて京都府を通じてヒアリングを受けまして、一応決定された見込み額でございますので、特段、減額されているとは思っておりませんけれども、いつも聞いていただいております福祉医療波及分ですとか、その分については今回についても約1,666万5,000円を減額見込みとして予算計上はさせていただいております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 和知の診療所勘定に関連をいたしまして、これは町長にお尋ねをしていきたいというふうに思うわけですが、確か2月28日だったというふうに思うわけですが、全員協議会が招集されまして、その全員協議会の中で京丹波町病院の一体化についていろいろご提案を受け、説明を受けたところでございます。そして、それ以降、3月4日の本会議の冒頭でその一体化について議案提案がされ、可決成立をしたところでございますが、少し承っておりますと、何でも和知の所長さんが希望退職をされておるといような話をお聞きしております。このことについてもとから私も非常に危惧をしておりましたところでございまして、その当時の2月28日のご説明では、そうした京丹波町病院、いわゆる瑞穂の先生の関係、あるいはまた和知の診療所の所長さんの関係についても町長、あるいはまた京丹波町病院の院長さんそのものも十分職員にはこのことについては周知徹底をしておりますと、そして本人に対しての了解もいただいておりますというようご答弁といひますか、ご報告があったように記憶をいたしておるわけですが、今、冒頭申し上げましたように和知の診療所の所長さんがこの3月末でもって退職というようことを少しお聞きしておることとございまして、当然、管轄されます、所管されております常任委員会



でも提案があったのではなかろうかなというようには思うわけですが、その辺のことについて私は存じ得ませんので、3月4日いわゆる一本化の議案が可決されてから以降のそうした、どうした状況であったのかその状況のご説明を1点求めたいと思いますし、併せて住民の皆さん方が大変心配されております医師の確保の話ですが、医師確保について現時点でどういう状況になっておりますのか、2点お尋ねいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

本会議終了後、このことについては詳しくまず説明させてもらう予定でおります。その上で3月4日に一体化について承認可決いただきました。それ以降、府立医大の人事で中村泰也という医師、先生が、人事異動で国保京丹波町の和知診療所所長を退任されることになりました。ご本人にそのように府立医大から通知があったものだと思います。そして、町当局に事実かというような問い合わせもありました。そのようにお答えしたところでございます。

もう1点お尋ねいただいたことについても、また一応3月4日一体化ということは職員、医療従事者というか、関係等医者には通知しております。そして、その対策も立てているところであります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただいまのご答弁の中で、全協で説明をするということをご報告いただいて、それはそれで全協でも詳細説明を求めたいというふうに思うわけですが、今申し上げておりますように、中村先生でございますか、退職されるということで、今お聞きしますと、人事異動でというようなお話をお聞きしたわけですが、後ほど詳しくまたご報告いただきたいと思います。

併せて、その医師確保の問題が大変これそんなことをいいながらも急務であるだろうというふうに思いますので、併せてその医師確保の問題とそれからそのお医者さんの関係でございますが、地域の住民の皆さん方からしますと、いわゆる通勤の医師といたしますか、そういう方でなしに、やっぱり常駐されるというか、駐在されるというか、和知の病院の専属といたしますか、そういう方が最も地域の人には求められておるのではなかろうかなというふうに思いますが、その辺の考え方だけについて一つご答弁をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご質問いただいた方向で検討しております。常勤医師、もちろん

和知診療所については、できるだけ早く常勤医師を迎えまして、医療サービスの回復に向けて全力を挙げてまいります。

以上です。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ひとつよろしくお願い要望しておくわけですが、何としましても3月31日ということをお聞きしておりますので、そこに医師の駐在されません空白期間でもあれば大変なことですので、そのことを含めてまた全協でも的確にご説明いただきますよう求めまして、質問を終わります。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 和知の診療所勘定もあり、歯科診療所勘定について伺っておきたいと思うんですけども、一本化ということで今回の3月のこの補正が一応それぞれの診療所会計の閉める部位というようになると思うんですけども、1点は例えばクスリなんかの医薬材料費ですね、一応これ減額になっておるんですけども、例えば棚卸しみたいなことをして新しいいわゆる京丹波町病院へ引き継ぐということがされるのかどうかというのを1点お尋ねと、それから歳入の関係でいわゆる診療報酬等が合わせて4,487万5,000円の減になっておるわけですが、外来等の減やということになるかと思うんですけども、当初の見込みと比べると相当大幅な減になっておるわけですが、要因といえますか、それは病気が少なかったと喜ばない面があるんですが、当初見込みとの差ですね。どこにあったというように見ておられるのか伺っておきたいというように思います。もちろん、歯科診療所についても診療報酬が1,322万円減になっておるわけですが、これについても外来のいわゆる患者さんの減ということになっておったわけですが、全体の事業の予算の規模からすると相当大きな金額になるわけですが、この辺についてもそれぞれ当初見込みを立てて計上しておると思うんですけども、特別そういう減った要因というのはどういうように見ておられるのか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお話ですが、棚卸しにつきましては、和知診療所、そして4月から京丹波町病院の和知診療所になりますので、一たん整理をしてそのまま引き継ぐ形になろうと思います。

そして、2点目の減少した理由ですが、ここにありますが、ここにありますが4,487万5,000円、歯科についても同様ですが、これは大きな金額となっておりますのは2月、3月分とし

ていわゆる4月、5月に支払う分をこちら一たん一般会計のほうとの精査によるものでございます。なお、外来が減りました理由につきましては、当初見込みを立てておりましたとおり、今、議員もおっしゃられたとおり、健康であったというのがもちろん一番いいわけでございますが、あとお亡くなりになったとか、やはり人口減、こういったものも響いているのではないかと推察をいたしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第31号を採決します。

議案第31号 平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第32号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 次に、日程第30、議案第32号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決します。

議案第32号 平成22年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり  
りに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第33号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2  
号）》

○議長（西山和樹君） 日程第31、議案第33号 平成22年度京丹波町後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○8番（東まさ子君） 後期高齢者医療特別会計であります、普通徴収と過年度分とあるわ  
けですが、それぞれ減額されているわけでありましたが、徴収率はどうなっているのか。

それから、また短期証、資格書の発行なんかについてはどうなっているのかお聞きをして  
おきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 徴収率につきましては、特別徴収では100%です。若干、  
徴収後にお亡くなりになった方への還付等もこれから発生する場合もございますので、そう  
いう分も含めております。

それから、普通徴収でも98%程度を見込んでおります。

それから、短期証、資格書は該当者はございません。

○議長（西山和樹君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決します。

議案第 3 3 号 平成 2 2 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決されました。

《日程第 3 2、議案第 3 4 号 平成 2 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第 3 2、議案第 3 4 号 平成 2 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、議案第 3 4 号を採決します。

議案第 3 4 号 平成 2 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を原案のとおりに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決されました。

《日程第 3 3、議案第 3 5 号 平成 2 2 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第 3 3、議案第 3 5 号 平成 2 2 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論がある場合は、反対を先にお願いたします。

なければ賛成討論。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論いたします。

水道事業において、住民の安全で安定した水道用水供給という使命のもとに、現有施設の保守管理など、万全で徹底した維持管理を昼夜を問わず職員の皆さんが行っていることで、私たち住民も安心して日々の生活をおくれていること、感謝申し上げたいと思います。

さらには、未給水地域への対応を含めた畑川ダム建設事業についても、平成24年度完成に向け順調に事業も進捗を見ており、早期完成のもとで先人たちが苦勞されてきた水問題も解決の方向に向かっていて、丹波、瑞穂地域の大きな発展につながるものと大いに期待しているところであります。

水道事業会計には、未収金の徹底した解決方策が求められる中、給水停止も辞さない事前の催告書の送付も行っており、今後もさらに公正で公平な受益者負担に努められることを望み、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決します。

議案第35号 平成22年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第36号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 日程第34、議案第36号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会

計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

続いて原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に賛成の立場から討論いたします。

下水道事業については、水質環境保全や文化的で快適な生活空間を営む上で、過疎高齢化の進む市町村にとっても重要かつ緊急的な施策であります。全町普及を掲げてそれぞれのメニューに応じた事業を展開される中、概ね町内に普及促進が図られてまいりました。一方では、最も早く事業着手した丹波地区の施設も、その能力や規模に限界がきているのも事実であり、今後、安定した下水道事業の経営には財政的にも一般会計に全面的に頼ることなく、独立採算を柱とした経営努力を行っていく必要があるものと考えます。そうした中、下水道料金改定の条例も本定例会で可決され、基本的には定額制から従量制への移行も、受益と負担の原則から公平性も担保されるものと確信しております。このことが下水道事業に対する住民各位の理解と協力をいただく中で、粛々と進められ、改定されることを強く望むものでありますし、そうした行政の積極的な広報と周知徹底に努められることを切にお願いいたします。今後、住民の皆さんが安心して生活ができるよう、施設の維持管理に十分配慮され、徹底されることをお願いし、本下水道事業会計補正予算（第3号）の賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 平成22年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第37号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第35、議案第37号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 平成22年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり  
りに決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第38号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 続いて、日程第36、議案第38号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 4ページの育英給付金のところで、給付の確定のために今回90万円の減額ということの説明があったと思うんです。

最終給付の状況をちょっと確認をお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 最終決定でございますけれども、大学生が11名、専門学校生が1名、高校生が7名というところで給付決定したところでございます。



○議長（西山和樹君） 他に質問はございませんか。

山田君。

○15番（山田 均君） 今、大学、専門、高校とそれぞれ人数を言っていたんですが、申し込みそのものは何件あったのか、それちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 大学生で申請者は14名でございまして、決定したのは11名、専門学校が2名の申請で1名の決定、高校生は7名の申請で7名の決定ということでございます。

○議長（西山和樹君） 他に質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第38号を採決します。

議案第38号 平成22年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第39号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（西山和樹君） 日程第37、議案第39号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第39号を採決します。

議案第39号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第40号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第38、議案第40号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 平成22年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第41号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第39、議案第41号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○15番（山田 均君） 歳出の4ページの委託料のことで1点伺っておきたいんですが、測量設計監理業務委託料というのは50万円減額になっておるんですが、当然、当初そういう予定しておったと思うのですが、減になった理由、当初計画しておったところが減になったのか、計画が変更になったのか伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） これにつきましては、当初、管理道路を計画をしておりましてけれども、雪等の関係から設計業務ができなかったということで減額になったということでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 他に質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

次に原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第42号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（西山和樹君） 日程第40、議案第42号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これで討論を終結します。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 平成22年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第43号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（西山和樹君） 日程第41、議案第43号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を原案の

とおりに決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第44号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(西山和樹君) 日程第42、議案第44号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成22年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第45号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)》

○議長(西山和樹君) 日程第43、議案第45号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって討論を終結します。

これより、議案第45号を採決します。

議案第45号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

《日程第44、閉会中の継続調査について》

○議長（西山和樹君） 日程第44、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務の会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労でした。

閉会 午後 2時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 原田寿賀美